

## インフルエンザ経過報告書(保護者記入)

沖縄県立那覇みらい支援学校

小学部・中学部・高等部 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

1. 発症日(熱が出た日) 年 月 日

2. 診断日 年 月 日

3. 受診医療機関名 \_\_\_\_\_

4. 診断名 インフルエンザ A型 · B型 · 不明

※該当する診断名に○をつけてください

### 5. 体温測定

	体温測定月日	測定時間:体温(午前)		測定時間:体温(午後)	
発症日	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
1日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
2日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
3日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
4日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
5日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
6日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃
7日目	月 日	午前 時 :	℃	午後 時 :	℃

(発熱期間が長く、記録できない場合は別の記録用紙を添付するなどしてください)

上記のとおり、発症した次の日から5日を経過し、かつ解熱した後2日（48時間）を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

保護者の方へ

※インフルエンザについては学校保健安全法第19条の規定により

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』出席停止となります。早く熱が下がっても、発症（37.5℃以上の発熱）した次の日から5日を経過し、かつ解熱した（平熱にもどって）後2日（48時間）を経過してから登校可能となります。裏面のインフルエンザ出席停止期間早見表もご参考下さい

※この証明書は医療機関に記入してもらうものではありませんが、医師の指示を受けて下さい。

※感染の拡大を防止するためにも、出席停止期間を守って登校してくださるようお願いいたします。

## インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」出席停止の扱いとなります。

どんなに熱が早く下がっても、発症（37.5℃以上の発熱）した次の日から 5 日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間は延長します。

### インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）						発症後 5 日を経過		
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した 場合										
発症後 2 日目に 解熱した 場合										
発症後 3 日目に 解熱した 場合										
発症後 4 日目に 解熱した 場合										
発症後 5 日目に 解熱した 場合										